

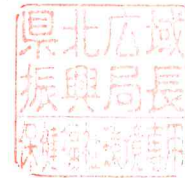
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県二戸市金田一字上田面241番地の1

氏名 有限会社八紘カイハツ 代表取締役 岩下 重俊

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

県北広域振興局長 南 敏幸



許可の年月日 平成31年 3月11日

許可の有効年月日 平成36年 3月10日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・廃石綿等
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

排出事業者から委託を受けて収集する感染性産業廃棄物を保冷車等で運搬し、当該排出事業者が指示する特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設へ、原則収集した日のうちに運搬すること。

(以下、裏面記載)

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 3月 11日 当初許可

平成 11年 3月 11日 更新許可

平成 11年 12月 16日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加したこと。

平成 14年 4月 18日 変更届出書受理（代表取締役を岩下キヨから変更したこと。）

平成 15年 12月 9日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことにのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成 16年 3月 11日 更新許可

平成 16年 10月 22日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。）

平成 17年 2月 23日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。）

平成 21年 3月 11日 更新許可

平成 26年 3月 11日 更新許可

平成 29年 1月 13日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成 31年 3月 11日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白